

第6 通信費

インターネットを通じた販売関連費用の取扱い

私は主として外国から輸入した女性向けの洋服、バッグ、小物および雑貨を販売していますが、この度店舗での販売に加えて、インターネットを通じた商品販売を始めることにしました。

そこで、そのための準備として、まずNTTに加入料および工事負担金を支払って新規の電話回線を設置し、次に民間工業者に屋内配線の工事をしてもらい、最後にインターネットの接続業者とプロバイダー契約を締結しました。

このような場合、各業者に支払う費用は税務上どのように取り扱えばよいでしょうか。なお、NTTからの請求の内訳は加入料と工事負担金および通話料で、プロバイダーからの請求の内訳は契約料および使用料です。また、ホームページ制作の専門業者に依頼して、インターネット上にショッピングカートを設置し、ホームページ上で商品の注文を受けられるようなホームページを作成してもらいます。

さらに将来的には、多種多様なアフィリエイトとインターネット上のビジネス・パートナーになってもらうつもりですが、アフィリエイトには、その実績に応じて報酬を支払います。

これらホームページの制作費用やアフィリエイトに支払う報酬はどのように取り扱えばよいのか、併せて教えてください。

支出した費用の性質に応じて、それぞれ次のように取り扱われます。

- ① NTTに支払う金額のうち、加入料および工事負担金については電話加入権の取得になりますので必要経費に算入することはできませんが、通話料については通信費として必要経費に算入します。
② 民間工業者に支払う屋内配線工事の代金については、原則として減価償却を行うことにより必要経費に算入します。

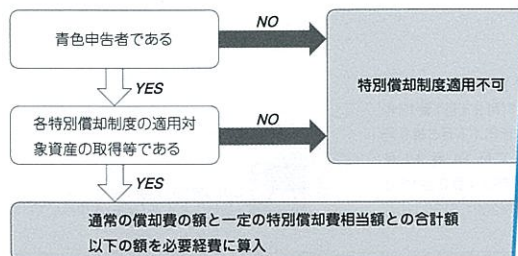
特別償却の概要と適用の仕方

私は貴金属加工業を営む青色申告者です。平成22年3月に研磨機を240万円で購入し事業に供用しています。青色申告者である個人には、必要経費の計算上、通常の減価償却制度の他に特別償却制度があると聞きましたが、その制度の内容について教えてください。

青色申告者であるなどの一定の要件を満たした中小企業者は、「小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」等の特別償却制度適用を受けることが可能となり、通常の償却費のほかに、特別償却の対象となる機械等の基準取得価額の30%相当額を必要経費に算入することができます。

なお、特別償却の適用対象となる機械等は、製作後使用されたことのないものでなければなりません。

判断フロー

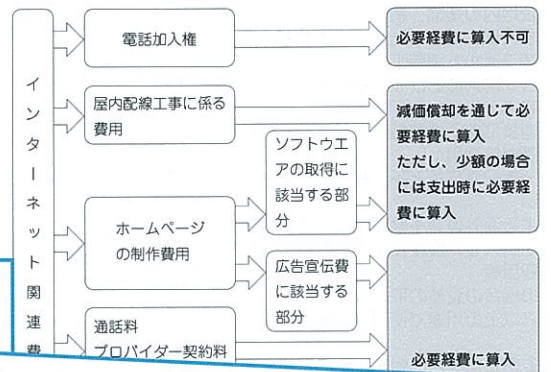


- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本 (B5判縮小)

- ③ インターネットの接続業者に支払うプロバイダー契約料は、ほぼほとんどの接続業者が無料か、有料であっても僅少な金額となっていますので、プロバイダー使用料とともに、通信費として必要経費に算入して差し支えないものと考えられます。
④ ホームページの制作費用は、広告宣伝費として支出時の必要経費算入が認められますが、その費用の中にデータベースにアクセスするための費用が含まれている場合には、それに相当する金額は減価償却を通じて必要経費に算入することになります。
⑤ アフィリエイトに支払う報酬は、当該アフィリエイトに係る売上が計上される時に(期間的に)対応して必要経費に算入されます。

判断フロー



キーワード

▼特別償却制度

減価償却資産の償却費の計算方法には、政策的・制度的見地からさまざまな特例が認められています。その1つに租税特別措置法で定められている特別償却制度や割増償却制度があります。これらの制度には、それぞれ適用対象者や取得等の時期、対象資産、対象事業等の要件があり、各制度に定められている要件をすべて満たした場合のみ適用を受けることができます。

(1) 特別償却とは

特別償却は、取得等の初年度に取得価額等の一定割合を一時に償却する方法です。

通常の償却費 + 取得価額等×一定割合 = 減価償却費

(2) 割増償却とは

割増償却は、一定の適用対象期間にわたり、各年分の償却費を一定割合で割増する方法です。

通常の償却費 + 通常の償却費×一定割合 = 減価償却費

判断のポイント

- 1 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度 (特別償却制度は多岐にわたるため、代表的な制度をピックアップすることとします。)
青色申告者である中小企業者が平成10年6月1日から平成24年3月31日までの間に製作後使用されたことのない特定機械装置等を取得等し、指定事業の用に供した場合には、通常の償却費のほかに、その基準取得価額(海上運送業の用に供される船舶を除き取得価額)の30%相当額を必要経費に算入することができます。
その他の主なポイントは、次のとおりです。
① 対象者
常時使用する機械等

必要経費と判断できるか、そのポイントをズバリ明示!!

わかりやすい

必要経費 判断・処理の手引

編集 必要経費実務研究会

- 【代表】 右山昌一郎 (税理士)
岡崎 和雄 (税理士)
寺島 敬臣 (税理士)
宮森 俊樹 (税理士)



◆税務判断の流れが一目でわかる!

必要経費に算入できるか否かなど、具体的な関係を示したフローチャートを掲載していますので、費用の取扱いが視覚的にわかります。

◆重要事項をわかりやすく解説!

判断のポイントやアドバイスについて、キーワードを掲げながら具体的に解説していますので、実践的なマニュアルとして活用いただけます。

◆関連する事例も確認できる!

項目末尾に関連する裁判例などを適宜掲載していますので、実務の参考となる事案についても同時に確認することができます。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,314頁 定価12,100円(本体11,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



# 掲載内容

## 第1章 総説

### 第1 所得税と担税力

- 所得税における必要経費の範囲
- 所得税における必要経費以外(控除等)の考え方
- 必要経費の解釈
- 会計における経費の考え方
- 必要経費と家事関連費の区分
- 必要経費の計算の仕方
- 担税力と税負担

### 第2 非課税所得の態様

- 生活用財産の譲渡
- 公社債等の譲渡等
- 雇用保険から失業等給付の受領
- 厚生年金保険から遺族年金の受領
- 役員への社宅の貸与
- いろいろな非課税所得

### 第3 課税所得と控除費用

- 所得の性質
- 各種所得の分類
- 所得と控除費用
- 所得金額の計算方法
- 必要経費とその種類
- 控除額とその種類
- その他の控除費用とその種類
- 損益通算とその順序
- 損失の繰越しと繰戻し
- 所得控除の考え方
- 人的所得控除の種類
- 物的所得控除の種類
- 所得控除の順序

### 第4 納付税額と税額控除

- 税額控除とその種類
- 所得税法上の税額控除
- 租税特別措置法上の税額控除(政策税制上のもの)
- 還付税額を受けるための確定申告

### 第5 税務調査と控除費用

- 控除費用の帳簿等による立証方法
- 推計課税による控除費用との関係
- 訴訟・係争費用の判断基準
- 損害賠償金の判断基準
- 教育・研修費の判断基準

## 第2章 事業所得

### 第1 売上原価

- 売上原価と税務調査のポイント
- 棚卸資産の評価方法と関連資料作成
- 棚卸資産の自家消費と関連資料作成
- 棚卸資産の評価減と証拠資料作成

### 第2 租税公課

- 租税公課と税務調査のポイント
- 事業税、固定資産税、消費税等の必要経費算入時期
- 附帯税(利子税、延滞税等)の必要経費算入の可否とその算入時期
- 資産の取得に伴う租税公課(固定資産税・登録免許税・不動産取得税等)の取扱い

### 第3 荷造運賃

- 梱包材料の費用を支払ったとき

### 第4 水道光熱費

- 事務所兼自家用建物の水道光熱費を支払ったとき

### 第5 旅費交通費

- 事業主の通勤費用と従業員の通勤手当の取扱い

### 第13 福利厚生費

- 福利厚生費と税務調査のポイント
- 従業員および事業主と家族従業員の慰安旅行費用の取扱い
- 従業員に対して支給する食事代の取扱い
- 従業員に対して支給する慶弔費の取扱い
- 交通事故の相手方に対する賠償金や入院費用を負担した場合の取扱い
- 事業主が従業員の社会保険料・生命保険料を支払った場合の取扱い

### 第14 給与賞金

- 給与賞金に係る源泉徴収
- パート・アルバイトの給料に対する源泉徴収
- 外国人に支払った給料と源泉徴収
- 法人成りに際して従業員に支払った退職金の取扱い
- 従業員の資格取得費用を負担した場合の取扱い

### 第15 外注加工費

- 出来高払の外注加工費の必要経費算入時期
- 労務提供に関する対価の所得区分
- 歯科医の支払う歯科技工外注費の取扱い

### 第16 利子割引料

- 店舗併用住宅を借入金で取得した場合の利子の取扱い
- 所得税を納税するための借入金の利子の取扱い
- 業務用資産の取得のための借入金の利子の取扱い
- 廃業後に支払った借入金の利子の取扱い

### 第17 地代家賃

- 地代家賃と税務調査の留意点
- 親族所有の不動産を借りて事業を行う場合の地代家賃の取扱い
- 店舗併用住宅の地代家賃の取扱い
- 借家保証金の償却と地代家賃の取扱い

### 第18 車両関係費

- 車両関係費と税務調査の留意点
- 高級外車に関する車両関係費の取扱い
- 取得に伴う諸費用の取扱い
- 中古車両を購入した場合の取扱い
- 下取り時に発生した損失の取扱い

### 第19 繰延資産

- 繰延資産と税務調査のポイント
- 償却期間経過後の開業費の任意償却
- 店舗の賃借の際に支払った権利金・仲介手数料等の取扱い
- 金融機関からの借入れの際に支払った信用保証協会の保証料の取扱い
- 同業者団体の会館建設費用、アーケード・簡易な街灯の負担金の取扱い
- 繰延資産について損失が生じた場合の取扱い

### 第20 その他の経費

- 弁護士会役員としての活動費および弁護士政治連盟会費等の取扱い
- 新聞・雑誌等の購読料の取扱い
- 事業廃止後に支出した必要経費の取扱い

### 第21 専従者給与

- 家族従業員に支払った給与
- 税務調査で問題となる青色事業専従者給与のポイント

### 第22 資産損失

- 資産損失の意義と雑損控除との関係
- 事業用現金の盗難損失の取扱い
- 事務所用建物の取壊し損失の取扱い
- 事務所用建物の火災による損失の取扱い

### 第23 貸倒損失・貸倒引当金

- 所得税における貸倒損失の取扱い
- 貸付金に対する貸倒損失の計上
- 売掛債権の貸倒損失
- 得意先に対する債権を放棄するとき
- 得意先の手形が不渡りになったとき

## 第3章 不動産所得

### 第1 租税公課

- 租税公課の税務調査のポイント
- 相続により取得した賃貸アパートに係る相続登記費用・登録免許税等
- 相続により取得した業務用不動産に係る固定資産税
- 賃貸アパートの一部を自宅で使用している場合の固定資産税の取扱い
- 廃業や準確定申告年分について課税される事業税の取扱い

### 第2 保険料

- 自宅兼用マンションの火災保険料の取扱い
- 前払した火災保険料等の必要経費の取扱い
- 賃貸マンションに満期返戻金付の火災保険を掛けている場合の保険料の必要経費の判断

### 第3 修繕費

- 資金的支出と修繕費の判断区分
- 資金的支出と修繕費の例示
- 賃貸建物の屋根・外壁補修の費用
- 少額または周期の短い費用
- 災害の場合の復旧費用・原状回復費用の特例
- 資金的支出と修繕費の区分が明確でない場合

### 第4 減価償却費

- 減価償却費の税務調査の留意点
- マンション敷地内の造園、植樹等の費用
- 駐車場の新設に伴い支出した切土工事などの造成費用とアスファルト舗装工事の費用
- 賃貸マンション購入における土地と建物等の取得価額の算定
- 賃貸物件の建築に伴う地鎮祭・上棟式・落成式の費用と近隣対策費用
- 仲介手数料・登記費用など不動産取得時の付随費用の取扱い
- 外貨建てによる海外賃貸不動産の取得価額
- 建物付土地を購入し、直後に建物を取り壊した場合の取壊費用等
- 低額譲受けの場合の資産の取得価額
- 一の建物を2以上の用途で使用する場合の建物の耐用年数
- 中古資産を取得した場合の耐用年数の見積りと簡便法
- 中古資産に多額の資金的支出を行った場合の耐用年数の見積り
- 中古住宅を取得し、自宅として使用した後に、賃貸の用に供した場合の耐用年数
- 事業用資産の買換えと買換取得建物の償却方法
- 共有建物において共有者がそれぞれ異なる減価償却方法を選択することの可否
- アパートの完成日と減価償却開始の時期との関係
- 建設中の建物のうち一部完成し賃貸している部分についての減価償却
- 高齢者向け優良賃貸住宅の減価償却費における割増償却の特例
- 賃貸用建物が空き家となっている期間の減価償却費
- 資金的支出を行った場合の減価償却費の計算(平成19年4月1日前後の取得資産)

- 公共下水道設置に伴う受益者負担金の償却計算
- 賃貸事業開始前に支出した地代

### 第5 借入金利子

- 必要経費となる借入金利子
- 賃貸マンション建築のために要した借入金の利子(1)
- 賃貸マンション建築のために要した借入金の利子(2)
- 借入れにより取得した賃貸マンションの譲渡後に生じる借入金の利子
- 相続した賃貸不動産に係る借入金の利子
- 買換資産である賃貸マンションを借入金によって取得した場合の借入金の利子
- 不動産所得に係る損益通算の特例
- 不動産取得のための借入金の一部を定期預金としている場合の借入金の利子
- 損害保険料の支払原資が借入金であった場合の取扱い
- 収入金額がない年の借入金の利子等

### 第6 資産損失

- 賃貸規模の違いによる資産損失の取扱い
- 原状回復費用がある場合の資産損失額の計算および原状回復費用の取扱い
- 物納のための賃貸借解除、建物取壊損失
- 居住用建物の取壊しによる損失
- 建築中の建物の取壊損失

### 第7 専従者控除

- 専従者給与の支給と税務のポイント
- 青色申告者としての専従者給与と支給の留意点
- 不動産所得と事業所得等2以上の事業がある場合の専従者控除
- 共同で所有している建物の貸付けに係る事業専従者控除
- 未払が続いた場合の青色事業専従者給与の取扱い
- 賃貸不動産の規模の違いによる専従者給与の取扱い

- 親族に支払う給与と青色事業専従者給与の関係

### 第8 支払手数料

- 支払手数料の税務調査のポイント
- 同族会社に支払う適正管理料
- 賃貸不動産明渡訴訟のための弁護士費用
- マンション建設に伴い支出した日照補償金や弁護士費用
- 建物の建替えるために地主に支払う承諾料
- 設計完了後に建築を取り止めた場合の建物の設計料
- 宅地建物取引業法を超えて支払った仲介手数料
- 賃貸用不動産の取得に際して支出した仲介手数料
- 賃貸を止めたアパートの必要経費

### 第9 その他の経費

- 1年分の地代を一括して支払った場合の取扱い
- 賃貸アパートの立退料・取壊費用の取扱い
- 数年分の賃貸料を一括収受した際の必要経費算入の時期
- 弁護士費用と立退料の分割払の際の必要経費算入の時期
- 借地人に支払う立退料の取扱い
- 資産に係る控除対象外消費税額等の取扱い

## 第4章 譲渡所得、その他の所得

### 第1 譲渡所得

- 取得費として控除できる費用と立証資料
- 相続財産を譲渡した場合に取得費に加算できる相続税額の計算方法
- 取得費に算入できる借入金利子の範囲
- 店舗兼自宅の取得費の計算
- 同一銘柄の株式を2回以上にわたって取得している場合の取得費の算定方法
- 譲渡費用として控除できる費用と譲渡費用の立証資料
- 建物の取壊費用の取扱い
- 取得費に含めることができる訴訟費用の範囲
- 贈与、相続、遺贈または低額譲渡により資産を取得した場合における取得費の計算の取扱い
- 非業務用資産等を贈与等により取得した場合の支出経費の取扱い
- 離婚による財産分与により資産を取得した場合における取得費の計算の取扱い
- 交換により交換資産を取得した場合における取得費の取扱い
- 業務用の買換えにより資産を取得した場合における取得費の取扱い
- 取用に伴い、補償金等により代替資産を取得した場合における取得費の計算の取扱い
- 平成21年および平成22年に土地等を先行取得した場合の特例を適用した場合における取得価額の計算の特例
- 譲渡所得と消費税の関係とその取扱い

### 第2 山林所得

- 山林所得の金額の計算上控除する必要経費の算出方法
- 被災事業用資産の損失の金額に含まれる損失の範囲
- 森林施策計画に基づき山林を伐採、譲渡した場合の特例

### 第3 一時所得

- 一時所得の金額の計算上控除することができる「支出した金額」の具体例
- 馬券の払戻金を得るために支出した金額の範囲
- 満期返戻金等から控除する保険料等の計算
- 会社負担の生命保険がある場合に満期保険金等から控除する保険料等の計算

### 第4 雑所得

- 給与所得者の原稿・講演等の収入に係る必要経費
- 友人への貸付金が貸し倒れた場合の計算
- 生命保険、損害保険契約に基づき支払われる年金から控除する既払込み保険料等

### 第5 給与所得

- 給与所得者の特定支出の控除の特例の選択

### 第6 退職所得

- 前年以前に退職金の支給を受けている場合の退職所得控除額の計算
- 小規模企業共済法に基づく共済契約の解約手当金の取扱い

## 事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2021.6) 600-1④



この印刷物は環境にやさしい  
 「植物油大豆油インキ」を使用しています。